（住宅部分の設計一次エネルギー消費量）

第四条　第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び第三項各号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、E_T、E_H、E_C、E_V、E_L、E_W、E_S及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_T　設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）
- E_H　暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
- E_C　冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
- E_V　機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
- E_L　照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
- E_W　給湯設備（排熱利用設備を含む。次項において同じ。）の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
- E_S　エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位　一年につきメガジュール）
- E_M　その他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

2　（略）

3　第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。）は、次の各号のいずれかの数値とする。

一・二　（略）

4　（略）

（住宅部分の基準一次エネルギー消費量）

第五条　第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び第三項各号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_{ST}　基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）
- E_{SH}　暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
- E_{SC}　冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
- E_{SV}　機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

（住宅部分の設計一次エネルギー消費量）

第四条　第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）並びに第三項各号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、E_T、E_H、E_C、E_V、E_L、E_W、E_S及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_T　設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）
- E_H　暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
- E_C　冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
- E_V　機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
- E_L　照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
- E_W　給湯設備（排熱利用設備を含む。次項において同じ。）の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
- E_S　エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位　一年につきメガジュール）
- E_M　その他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

2　（略）

3　第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。）及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量は、次の各号のいずれかの数値とする。

一・二　（略）

4　（略）

（住宅部分の基準一次エネルギー消費量）

第五条　第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）並びに第三項各号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_{ST}　基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）
- E_{SH}　暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
- E_{SC}　冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
- E_{SV}　機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）